

★このマニュアルは、ユーアイクラブ規約第 44 条「サークル活動援助制度」の運営について定めるものです。

「サークル活動援助制度」は、ユーアイクラブ会員の健康・体づくり、親睦、職場の活性化を目的としています。種目は、スポーツサークルや文化サークルなど、世間一般的にサークル活動として認められる内容で、かつ審査委員会で認められた種目とします。

1. サークル申請について

(1) 新規サークル

3/1～翌3/末の期間中、随時受付します。ただし、7月1日以前の登録は16ヵ月、7月1日以降は12ヶ月の登録とします。

(2) 継続サークル

年間活動報告及び再申請をもって更新します。尚、継続サークルについては、毎年ユーアイクラブから更新手続きの案内を送ります。

2. 新規サークルの登録申請について

(1) 基本事項

①サークルの人数は、原則としてユーアイクラブ会員6名以上とします。

②年間6回以上活動するものとします。

※新規の場合は登録月数の5割以上を活動

<例> 8ヶ月登録 → 4回以上、5ヶ月登録 → 3回以上

活動回数(期間)によって補助金を調整します。

③会費または参加費を徴収するものとします。

(2) 認定を受けるための提出書類

①サークル認定申請書(所定用紙)

②サークル専用口座(銀行・支店・口座No.・名義人)記載部分のコピー

※代表者もしくは会計担当者名義にて新規で作成してください。

③サークル規約(所定用紙)

3. 継続サークルの更新手続きについて

(1) 提出期限 今年度(2019年度)分は3月20日必着

※期限を過ぎた場合は返金または補助金をカットします。

(2) 提出書類

①サークル活動報告書(所定用紙)

年間の活動結果と会計報告を活動項目ごとに記載してください。その際、領収(使用金額分)を必ず添付してください。また、余剰金が多い場合は、最終残高(次期繰越金)が確認できる通帳のコピーの提出をお願いすることがあります。

②サークル認定申請書(所定用紙)

③サークル専用口座(銀行・支店・口座No.・名義人)記載部分のコピー

4. サークルを解散する場合について

継続サークルと同様に、サークルの継続時点までの活動結果をサークル活動報告書にて報告してください。その際、報告書備考欄に解散と記載してください。

解散の場合は報告書のみの提出となります。活動期間・内容を確認し、補助金を再計算の上、返金が発生する場合は案内します。

5. 登録の有効期間

当年3月1日～翌年6月30日 ※決算年度変更のため、登録期間を変更しています。

6. 補助金について

年度分を一括で支給します。41期は16ヵ月の支給となります。

[算出式]

年度の会費等の徴収予定金額 × 0.3

 上限額: 80,000円

※報告時、申請金額と差異がある場合は、返金または追加の支給をします。

※期中に別途徴収した「特別徴収金」は年間の徴収金額に含みます。

※期中からの新規サークルの場合、残りの活動回数(期間)で徴収予定の会費等の金額で試算します。

<特別付加金>

継続サークルの場合、継続年数により、次の通り特別付加金の補助があります。

満3年以上 → 20,000円

7. 活動の禁止事項

- (1) 会費及び補助金の大部分(70%程度以上)を飲食に使用してはいけません。この場合サークル活動としては認めません。補助金は全額返金していただきます。
- (2) 景品等に金券(商品券等)を使用することは一切認めません。
- (3) メンバーの退職や異動にともなう送別会や結婚式のお祝い(記念品)等を贈ることは活動外として、報告書から除外してください。

※サークルとしての結成会やハッスル会は、費用として計上しても構いません。(年1回まで)但し、活動回数としてはカウントしません。

8. 補助金の優先順位

補助金の優先順位に従って使用してください。特定の項目にかたよるような使用はしないでください。

<優先使用順位>

- ①会場費 ②備品代 ③合宿費 ④サークル大会等の景品代
- ⑤飲食代(昼食弁当や飲料等中心) ⑥交通費

9. 補助金の返金等について

- ・領収書が全くまたは殆どない場合は、補助金を返金してもらいます。
- ・活動回数が足りない場合は、不足相当分の補助金を返金してもらいます。
- ・継続申請及び報告が遅れた場合は、遅れた分の補助金をカットします。

10. 傷害保険の対応について

サークルに加入する方は、個人で『ユニグループ共済保険』に加入してください。未加入の状態ですぐに事故が起きた場合は個人責任となります。会社・ユーアイクラブでは責任を負いかねますので、ご了承ください。

※会社では制度として「ユニグループ共済保険」を案内しています。一般の保険よりも保険料がかなり格安になっています。未加入の会員はぜひ加入するようにしてください。(保険加入：A会員→5月集中募集/B・C会員→随時募集)

11. 留意事項

- ・サークルに加入する場合は、1人2サークルまでとします。3サークル以上は登録できません。又、同一種目のサークルには加入できません。(〇〇ゴルフサークルと□□ゴルフサークルなど)
- ・代表責任者が異動等で変更になった場合や、口座を変更した場合は、必ずユーアイクラブに連絡をしてください。

12. 条件付のサークル

<ゴルフ>

- ・サークル主催のゴルフコンペを3回以上開催することを義務付けています。
- ・上記の活動に加え、他のゴルフコンペへの参加(サークルメンバー分の費用を計上)とゴルフ練習場での練習などの活動をするようになっていきます。

<カラオケ>

- ・「スナック」や「居酒屋」でのサークル活動は認められません。「カラオケボックス」や「カラオケ喫茶」での活動は認められます。

<講師をつけるサークル>

- ・サークル自身で、講師と契約を結んでもらいます。(生け花、茶道、華道 等)

<麻雀>

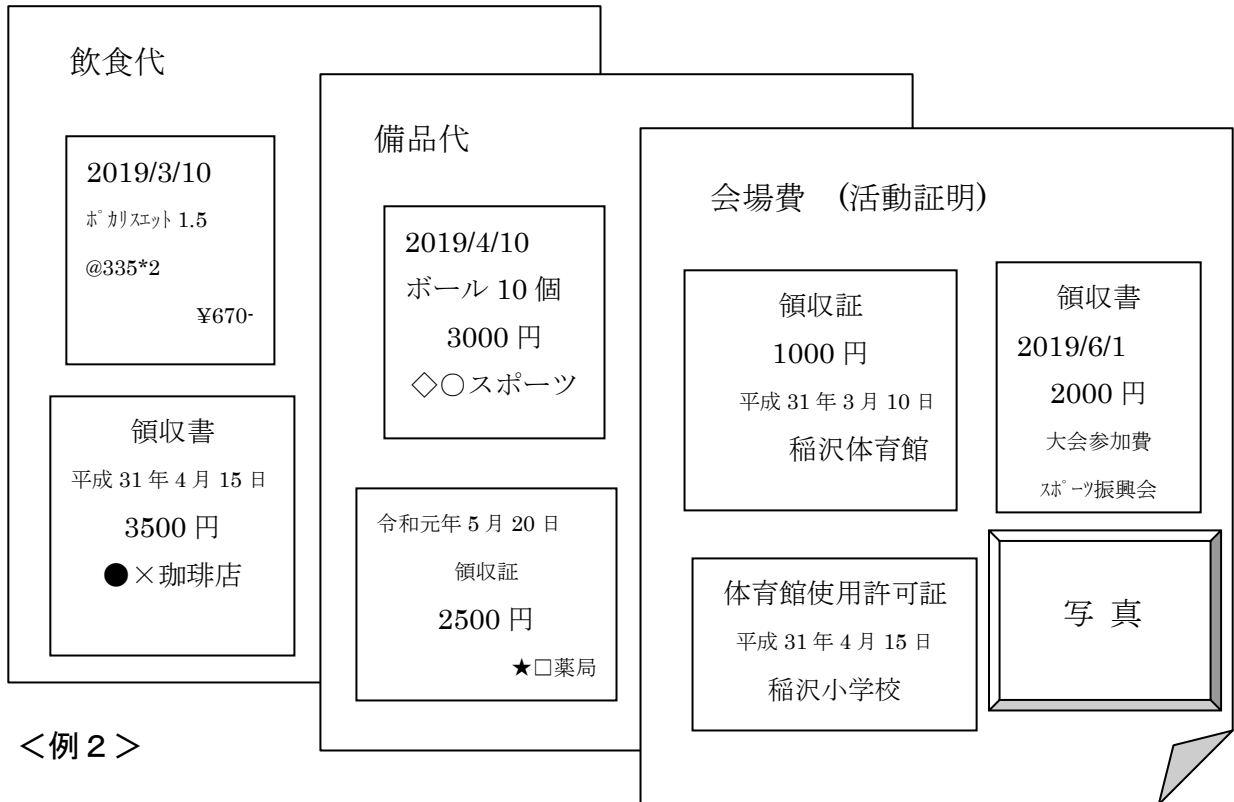
- ・金銭の授受は一切禁止とします。
- ・健全に活動ができる場所で実施してください。
- ・地域の生涯学習のメニューに麻雀があることにより許可しています。

サークル活動報告について

領収書や活動の証明となるものを添付してください。

その際、領収書は、日付ごと・項目(会場費・景品代等)ごとに合計金額が分かる様、仕分けてください。

<例 1 >



<例 2 >

